

# 独立行政法人地域医療機能推進機構における 温室効果ガス排出の抑制のための実行計画

平成 27 年 4 月 1 日 策定  
令和元年 9 月 30 日 改定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）（以下「政府の実行計画」という。）及び、政府の実行計画終了後の方針を定めた「当面の地球温暖化対策に関する方針（平成 25 年 3 月 15 日閣議決定）」に基づき、政府関係機関及び関係団体においても当該計画の趣旨を踏まえた地球温暖化対策における率先的な取組みが期待されている。

これを踏まえ、以下のとおり「独立行政法人地域医療機能推進機構における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画」（以下、「本計画」という。）を策定し各病院、本部・地区事務所が協力して、温室効果ガスの排出削減に取り組むこととする。

## I. 計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、地域医療機能推進機構が行うすべての事務及び事業とする。

## II. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 32 年度までの期間を対象とし、その実施状況、技術の進歩を踏まえて、必要に応じて見直すものとする。

## III. 本計画の策定、評価・点検を行う部署

本計画の策定、評価・点検は、本部の関係各部、各地区事務所及び各病院の協力を得て、本部総務部広報文書課において行う。

## IV. 本計画における取組みや進捗状況の公表について

本計画の期間中、本計画の取組みや進捗状況について調査を実施し、事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、環境報告書などで

公表する。

## V. 温室効果ガスの削減に関する数量的な目標

地域医療機能推進機構は、本計画に盛り込まれた措置を実施することにより、平成 26 年度比で平成 32 年度までに温室効果ガスの総排出量を概ね 3.8%削減することを目標とする。

## VI. 目標達成のための排出抑制対策

地域医療機能推進機構は、「V.」の目標を達成するために各施設の実状に応じて次に掲げる排出抑制策に取り組んでいくこととする。

### 1 製品やサービスの購入・使用に当たっての配慮

#### (1) 低公害車（ハイブリッド、電気、燃料電池自動車等）の導入

- ① 初期投資費用の観点を検討しつつ、低公害車比率を高めていくものとする。
- ② 自動車の買換えについては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択することにより、温室効果ガスの排出量が少ない自動車を導入する。

#### (2) 自動車の効率的利用等

##### ア 自動車の効率的利用

- ① 本部、各地区事務所及び各病院は、それぞれ所有する自動車一台ごとの走行距離、燃費を把握し、燃料の使用量の調査を実施する。
- ② 燃料節約と排出ガスの削減のため、信号待ちや駐停車時のアイドリングストップを励行する。
- ③ 利用する自動車について、電子料金徴収システム（ETC）車載器、道路交通情報通信システム（VICS）の設置を推進し、交通渋滞緩和に努める。
- ④ 燃費向上の為、タイヤ空気圧調整などの定期的な自動車の点検、整備の励行を図る。
- ⑤ カーエアコンの設定温度は、施設内における設定温度（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を踏まえて、業務に支障のない範囲内で適正な温度の設定を行う。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利用する。

##### イ 所有する自動車の台数の見直し

自動車は、適切な台数を保有するよう努める。

### (3) エネルギー消費効率が高い機器の導入

初期投資費用について考慮しつつ、エネルギー消費が多いOA機器及び蛍光灯などの照明器具を省エネルギー型のものに切り替え、使用頻度が少ないOA機器のプラグはこまめに抜いて、業務に支障無い範囲で待機電力を削減するよう努める。また、既存の水栓については、節水コマや吐出口につける節水器具を取り付けることで節水を図り、洗浄便座については省エネルギーモードがある場合にはその設定により、使用面での改善を図る。

### (4) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙等の用紙類の年間使用量の削減に努める。
- ② 会議用資料について可能な限り両面印刷、2アップ印刷を実施し、使用量の削減を図る。
- ③ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書）については、印字内容を点検し、情報漏えいに留意の上、再使用、再生利用の徹底を図る。

### (5) 再生紙などの再生品の活用

#### ア 再生紙の使用

コピー用紙、罫紙、トイレットペーパー等の紙製品については、再生紙の使用を推進する。

#### イ 再生品の活用

再生材料から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進する。

### (6) 温室効果ガスの排出量が少ない製品の購入、使用の推進等

#### ア HFC（※1）の代替物質を使用した製品の購入、使用の推進

施設内の冷蔵庫、空調機器等の更新に当たっては、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限りHFC代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品を選択せざるを得ない場合は、地球温暖化への影響がより小さい機器の導入に努める。

※1 HFCとは…ハイドロフルオロカーボン。フロン代替物質としてエアコンなどの冷却材などに用いられるが、強い温室効果を持つ。

#### イ 電気設備の遮断器・開閉器等からのSF6（※2）の回収、破壊の推進

電気設備の遮断器・開閉器等を撤去する際には、SF6の使用の有無を確認し、使用されている場合には、当該品について原則として専門業者による回収、破壊を行う。

※2 SF6とは…六フッ化硫黄。絶縁材などとして使用されている化学物質で温室効果を持つ気体の1つ。

ウ エアゾール製品（塗料・消臭剤等）を使用する場合には、安全性に配慮し、必要不可欠な用途を除いて、ノンフロン系製品の使用を推奨する。

## (7) その他

### ア その他温室効果ガスの排出量が少ない製品の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出量が少ない製品の調達が推進されるよう、製品の仕様の事前確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報を纏めたデータベースなどを活用し、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り温室効果ガスの排出量が少ない環境物品等の調達を推進する。
- ③ 現に使用しているボイラー、冷温水発生機で複数の燃料（重油、灯油、都市ガス）が利用可能な場合は、初期投資費用について考慮しつつ、温室効果ガスの排出量が相対的に少ないものを選択、使用するよう努める。
- ④ ボイラー、冷温水発生機の更新・改修に当たっては、初期投資費用について考慮しつつ、都市ガス又は電気のように温室効果ガスの排出量が相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう努める。
- ⑤ 省エネルギー診断の結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るため、可能な限り設備・機器の導入、改修の実施に努める。
- ⑥ 再生材料から作られた物品や詰め替え可能な製品（リサイクルトナー等）など、温室効果ガス排出抑制に寄与する製品の使用を推進する。

### イ 製品の長期使用

机等の事務用品の不具合や更新を予定していない電気製品等の故障の際は、修繕をする等、可能な限り再使用に努める。

### ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

施設内の自動販売機については、エネルギー消費のより少ない機種への変更や設置台数を見直す等、適切な配置を促す。

## 2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

### (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の推進

既存の建築物について、エネルギー使用状況の診断を実施するよう努めることとし、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り省エネルギー化が図られる設備・機器の導入、設備改修を行う。

### (2) 温室効果ガスの排出の抑制に資する建設資材の選択の推進

- ① 建築物の断熱性能向上のため、初期投資費用について考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドア等の使用を推進する。
- ② 損失の少ない受電用変圧器の使用を推進する等、設備におけるエネルギー損失の低減に努める。
- ③ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討する。
- ④ 廃棄物等から作られた再生品の建築資材の使用を推進する。

### (3) 温室効果ガスの排出量が少ない空調設備の導入

- ① 空調設備については、初期投資費用について考慮しつつ、高効率エアコン等の温室効果ガスの排出量が少ない機器の導入に可能な限り努める。

- ② 初期投資費用について考慮しつつ、環境負荷の少ない新エネルギー発生装置である太陽光・太陽熱発電、風力発電、燃料電池、バイオマスエネルギー等の導入を検討する。

#### (4) エネルギーの有効利用

費用について考慮しつつ、コージェネレーションシステム（※3）等の廃熱利用により、エネルギー使用の合理化を図ることができる設備の導入に努める。

- ※3 コージェネレーションシステムとは…1つのエネルギー源から電気や熱等2つ以上のエネルギーを取り出して利用するエネルギー供給システムのこと。例えば、エンジンやタービンなどによって発電機を動かして電気を作り、その際に排出される熱（排ガスや冷却水の熱）を同時に回収、冷暖房や給湯などに利用。

#### (5) その他

- ① 定格出力が大きく負荷の変動があるポンプや送風機等について、インバータ装置の導入に努める。
- ② エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて導入を検討する。
- ③ 照明器具に反射板を取り付けることにより照明の照度の向上に努める。
- ④ 白熱灯や蛍光灯からLED照明器具への切替えを図る。
- ⑤ 屋外照明器具は、照明効率の高い適切な照明器具の選定や、人感、明暗センサーの設置を推進する。
- ⑥ 二酸化炭素の削減を図るため、投資費用と維持費を考慮しつつ、敷地内の緑化を推進する。

### 3 その他の事務・事業に当たっての配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制の推進

- ① 施設内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を事務及び事業に支障のない範囲内でできる限り実施するよう、空調設備の適正運転を行う。
- ② 建物内での服装について、夏季においてはクールビズを、冬季においてはウォームビズを励行する。
- ③ 冷暖房中の窓や出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 発熱が大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑤ 昼休みは、特に照明が必要な箇所を除き消灯する。また、夜間においても業務上必要最小限の範囲内での使用とする。
- ⑥ 職員に対して、直近階への移動の際の階段利用を奨励する。
- ⑦ JCHOnet内WEB会議システムの活用を推進し、会議に係る出張旅費、移動時間の削減とともに交通に係るCO<sub>2</sub>排出量の削減に努める。

#### (2) 電力の購入契約における温室効果ガス排出削減への配慮

複数の電力供給会社がある場合、環境配慮契約法（※4）に配慮した供給

会社との売買契約に努める。

※4 環境配慮契約法とは「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年5月23日施行）の略称。病院施設等で使用する電気の購入や改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定することの推進を求めている。

### **(3) ゴミの分別**

- ① びん、カン、ペットボトル及び廃プラスチック類の分別回収を積極的に実施する。
- ② 分別回収ボックスを適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダーなどの器具を外して分別回収するよう努める。

## **4 職員に対する情報提供の推進**

- ① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する取組みについて、情報提供を行う。
- ② 職員から省CO<sub>2</sub>化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移すよう努める。
- ③ 環境物品の調達を推進を図るための方針に基づき、環境保全に配慮した取組みを進める。

【地域医療機能推進機構全体】

## 地域医療機能推進機構温室効果ガス削減計画

【単位：t-CO2】

項目	基準年度	実績						目標値
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
自動車燃料	2,102	2,070	1,987	2,033	2,048			2,022
施設使用エネルギー	202,407	194,255	184,660	182,356	176,161			194,716
都市ガス	38,873	38,627	40,130	40,049	39,727			37,396
LPガス	1,970	1,852	1,490	1,484	1,773			1,895
A重油	18,922	17,510	17,884	17,676	17,165			18,203
灯油	2,660	2,132	2,070	2,839	1,940			2,559
電気	139,982	134,134	123,086	120,308	115,556			134,663
合計	204,509	196,325	186,647	184,389	178,209			196,738
対26年度比	-	△ 4.0%	△ 8.7%	△ 9.8%	△ 12.8%			△ 3.8%